

件名	愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室（下記条例①）、広報広聴課（下記条例②、③）
根拠法令等	独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第77号） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第78号）

【改正の概要】

国の行政改革の一環として、平成27年4月1日から「独立行政法人」のマネジメントの強化等を図るための制度改正が行われ、独立行政法人通則法に規定する「特定独立行政法人」の名称が「行政執行法人」に変更されることなどを受けて、当該法律の条文を引用する本県関係条例について所要の規定整備を行う。

1 改正条例

- ①愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）
- ②愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）
- ③愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）

2 独立行政法人通則法の改正に伴う規定整備

(1) 改正箇所

- ①愛媛県職員退職手当条例附則第34項
- ②愛媛県情報公開条例第7条第2項第1号ウ
- ③愛媛県個人情報保護条例第7条第2項第1号ウ

(2) 改正概要

本県条例		本県条例において引用する法律・条文		改正法等 施行時期
No.	該当条項（用語）	改正前の規定内容	改正後の規定内容	
①	附則第34項 （退職手当の支給の 「基準」）	当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第63条第2項に規定する基準をいう。）	当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第50条の10第2項に規定する基準をいう。）	H27.4.1
②	第7条第2項第1号ウ （「特定独立行政法人」 の役員及び職員）	国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）	国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）	H27.4.1
③	第7条第2項第1号ウ （「特定独立行政法人」 の役員及び職員）	国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）	国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）	H27.4.1

施行日 平成27年4月1日

【その他参考事項】